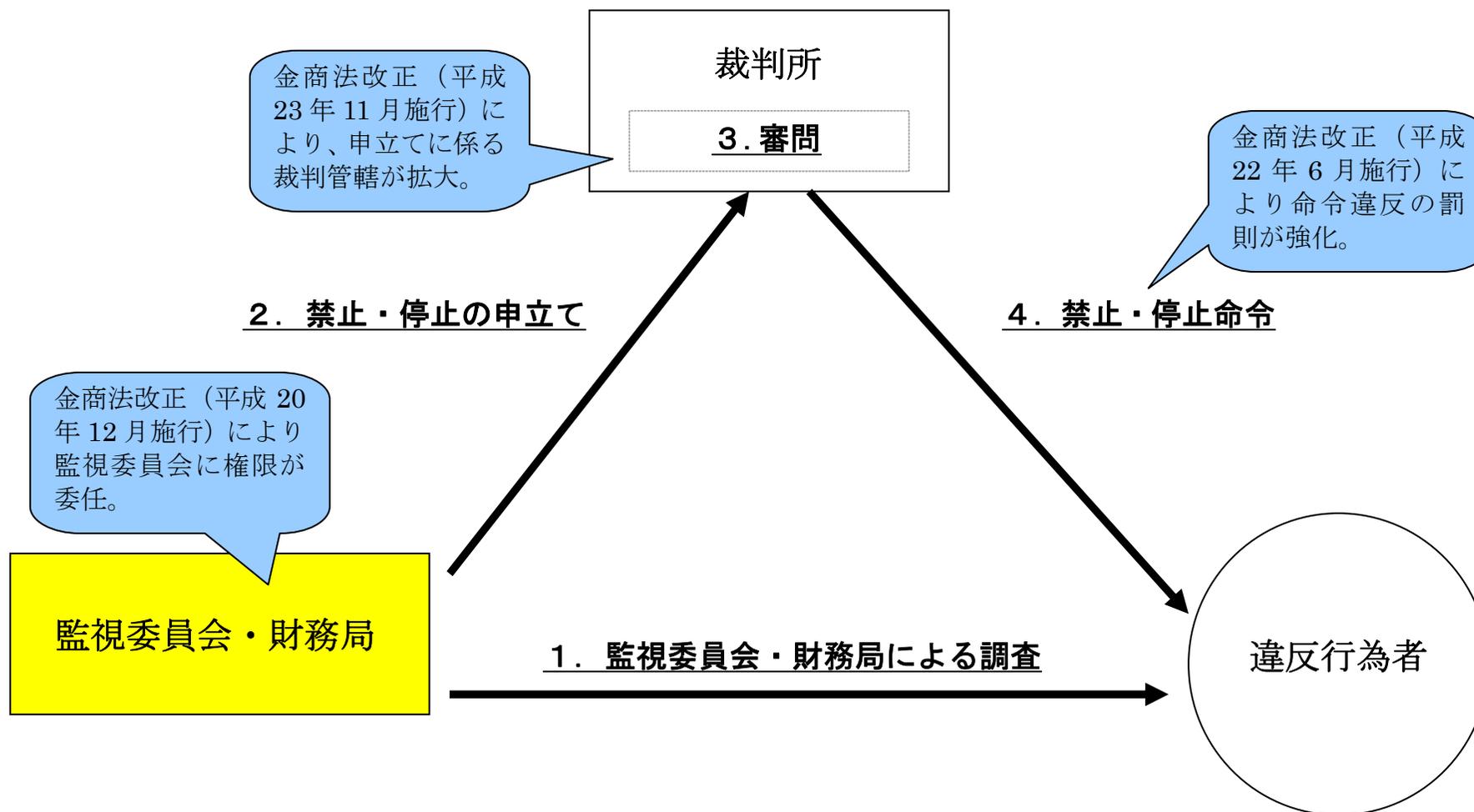


無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て



裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣等（証券取引等監視委員会に権限委任）の申立てにより、金商法に違反する行為の禁止又は停止を命ずることができる。（金商法第192条）